

第四十一号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について		左記のとおり債権を放棄する。		記	
一 債権の概要					
(一) 債務者	新宿区民				
(二) 債権の名称	生活保護費返還金				
(三) 債権の総額	二十九万七千五百六十二円				
二 債権の内訳					
(一) 債権ア	債権の額	五万八百一円	令和三年一月十四日		
	債権発生日	令和三年一月十四日	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十		
	債権発生日	令和三年一月十四日	六号）第一百五十九条		
(二) 債権イ	債権の額	四万六千五百十四円	令和三年四月十四日		
	債権発生日	令和三年四月十四日	地方自治法施行令第一百五十九条		
(三) 債権ウ	債権の額	七万五円	令和三年七月二十八日		
	債権発生日	令和三年七月二十八日	地方自治法施行令第一百五十九条		
(四) 債権エ	債権の額	六万二百三十七円			

(五) 債権才

債権発生日	令和三年七月二十八日
債権発生理由	地方自治法施行令第一百五十九条
債権の額	七万五円
債権発生日	令和三年七月二十八日
債権発生理由	地方自治法施行令第一百五十九条

三 放棄する理由

裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和四年六月二十九日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。